

生駒市監査委員告示第5号

地方自治法（昭和22年法律第67号）第199条第4項の規定により実施した平成25年度第2回定期監査の結果について、同条第9項の規定により下記のとおり公表する。

平成26年5月2日

生駒市監査委員 藤本 勝美

生駒市監査委員 井上 圭吾

生駒市監査委員 山田 正弘

記

1 監査の種別

地方自治法第199条第4項の規定による定期監査

2 監査の期間

平成26年1月14日から平成26年3月7日まで

3 監査の対象

企画財政部 総務課（公平委員会を含む。）

環境経済部 環境政策課

市民部 生活安全課（消費生活センターを含む。）

開発部 地域整備課

選挙管理委員会事務局

教育総務部 あすか野幼稚園、桜ヶ丘幼稚園、南幼稚園

鹿ノ台小学校、生駒台小学校、生駒小学校、生駒南小学校

上中学校、光明中学校、大瀬中学校

学校給食センター

生涯学習部 スポーツ振興課

4 監査の方法

財務に関する事務の執行及び財産（物品を含む。）管理等が、法令等を遵守し、適正かつ効率的に行われているかについて、関係諸帳簿等の照合・確認を行うとともに必要に応じて関係職員からの事情聴取等を行い実施した。

なお、本年度は、普通財産の管理、契約事務及び現金の取扱事務を重点項目として監査を行った。

5 監査の結果

(1) 普通財産の管理について

ア 監査対象及び監査の方法

地方財政法第8条では「地方公共団体の財産は、常に良好の状態においてこれを管理

し、その所有の目的に応じて最も効率的に、これを運用しなければならない」と規定しており、地方自治法第238条第4項では、「普通財産とは、行政財産以外の一切の公有財産をいう。」と規定されている。このことから、普通財産は、直接特定の行政目的のために供される財産ではなく、一般私人と同様の立場で管理、運用、処分等を行う財産であり、市民の共有財産として適正な管理及び有効活用がなされなければならない。

そこで、前年度及び本年度の定期監査では、普通財産の管理状況を重点項目の一つとして監査を実施した。

監査の対象部局は、所管する普通財産がある全ての部署とし、各普通財産に係る管理状況について資料の提出を求め、必要に応じ担当者への聴き取り調査及び実地調査を行った。

イ 監査の結果

今回監査の対象とした普通財産については、不法占拠等の事例もなく、必要に応じて草刈りやフェンスの設置等による区域の明確化など、概ね適正に管理されていると認められた。

普通財産の中には、地元の集会所や駐在所等の用に供するため貸与しているものもあるが、土地の形状、地形等の制約から、土地利用が困難なもの等は、利活用又は処分されずに未利用地となっている状況である。

生駒市では、平成20年2月に生駒市行政改革推進委員会から「未利用財産活用に関する提言書」が出され、普通財産を含めた未利用地の利活用等について検討し、一部の未利用地については売却処分しているが、利活用が困難な土地など一部の未利用地は処分されずに残っている状況である。このような未利用地であっても、維持管理に要する経費がかかるうえ、適正な管理を怠ると不法占拠等のおそれも生じてくることから、今後とも、定期的な現地確認を徹底するなど適正な維持管理を行うとともに、利活用が困難な未利用地については、処分することも検討されたい。また、これらの未利用地については、公用又は公共用の用に供していた土地又は供する目的で取得した土地が、その用に供することがなくなったことにより、未利用地となっているものがほとんどである。このうち、当初は公用又は公共の用に供する目的で取得したものの、その後の計画見直し等により未利用地となってしまうような土地が、今後増加することがないように、財産の取得については、その取得方針、時期等について当該財産に係る利用計画の熟度等を十分に勘案し、適切に行われたい。

また、今回の監査では、行政財産については重点項目としていなかったが、都市計画法の規定に基づき、開発行為により市に帰属となる公共施設（行政財産）についても、普通財産と同様に適切に対応することが望まれる。

近年、開発行為に伴い市に帰属された緑地において災害が発生し、近隣住民の生活に影響が出るだけでなく、その復旧に多額の公費が支出される事態が生じている。

開発行為により市が帰属を受ける緑地については、宅地やその他の公共施設としての

利用が困難な土地である場合がある。しかし、そのような土地であっても、市は、帰属を受けた時点から維持管理に要する費用の負担が発生し、災害が発生すれば、その復旧に要する経費が必要となる。そのため、市が開発行為により緑地の帰属を受ける際には、市の公共施設として適切なものであるか否かについて、当該緑地の設置に関する一定の基準並びに当該緑地の利用及び管理に関する要件を総合的に検討したうえで適正に対応されたい。なお、検討の際には、維持管理費用、土砂崩れ等の災害の可能性並びに災害が発生した場合に想定される被害内容及び復旧費用等を加味されたい。

次に、生駒市では、公有財産については財産台帳を作成して管理を行っているが、一部記帳漏れ等の事例がみられた。また、平成21年度に導入した「公有財産管理台帳システム」については、十分に活用されていない状況であり、実質的には、従来からの紙ベースの台帳により管理している状況であった。

今後、新公会計制度の導入を視野に入れた場合、市が所有する資産の正確な把握が不可欠であり、一定の正確性を確保し適切かつ効率的に管理することが必要である。そのためには、市有財産の異動情報を迅速かつ正確に把握し管理を適正に行うための執行体制の整備、システムの活用による効率化、事務取扱規定やマニュアルの整備等が必要であると考える。

(2) その他の事項

事務処理等は、おおむね適正かつ効率的に処理されていると認められた。

事務処理上さらに改善・検討を要する事項については、その都度該当する各所属長及び担当職員に所見を述べるとともに、指導を行った。

各課の監査の詳細については、別紙資料のとおりである。

企画財政部

総務課（公平委員会を含む。）

1 監査実施日 平成26年2月18日～2月21日、3月6日

2 監査結果

(1)歳入について

①コピー代の収入事務について

コピー代の収納について、歳入整理簿、収入伝票、調定伝票、領収書控等を照合・確認したところ、領収書控の合計額と市への収納額に差異がみられたため、会計規則等を遵守し、適正に処理を行うよう指導した。

②その他の収入事務について

生駒市誌の売払収入について、販売台帳、歳入整理簿、収入伝票、調定伝票、領収書控等と現物の在庫を照合・確認したところ、適正に処理されており、特に指摘すべき事項はみられなかった。

(2)歳出について

①契約事務について

支出負担行為何書、契約書、入札関係書類、随意契約理由書、見積書等を確認したところ、関係法令、例規等を遵守し処理されており、特に指摘すべき事項はみられなかった。

②その他の支出事務について

支出負担行為何書等を確認したところ、会計規則等を遵守するとともに、予算に基づき適正に処理されており、特に指摘すべき事項はみられなかった。

(3)その他の事項について

①普通財産の管理について

所管している普通財産について、関係資料及び現地調査により管理状況を確認したところ、不法占拠等の事実もなく適正に管理されており、特に指摘すべき事項はみられなかった。

②現金の取扱いについて

窓口つり銭用現金の管理について、保管及び管理状況を確認したところ、コインコピー機用のつり銭用現金について、現在のコインコピー機利用状況から見ると、会計管理者から交付を受けているつり銭用資金が不足している状況であったため、交付を受けるつり銭用資金の増額を行うなど適正に処理を行うよう指導した。

その他の現金の取扱いについては、特に指摘すべき事項はみられなかった。

③郵券類の管理について

郵券の管理について、受払簿と郵券現物を照合・確認したところ、受払いが適正に行われるとともに、受払簿への記入も適正に行われていると認められた。

環境経済部

環境政策課

1 監査実施日 平成26年1月21日～1月23日

2 監査結果

(1)歳入について

火葬場使用料について、死体埋・火葬承認書、収入伝票、領収書控等を照合・確認したところ、条例、規則等に基づき適正に処理されており、特に指摘すべき事項はみられなかった。

犬の登録、狂犬病予防注射済票交付等の手数料について、登録申請書、注射済票交付処理簿、歳入整理簿、収入伝票、調定伝票、領収書控等を照合・確認したところ、条例、規則等に基づき適正に処理されており、特に指摘すべき事項はみられなかった。

(2)歳出について

①契約事務について

支出負担行為伺書、契約書、入札関係書類、随意契約理由書、見積書等を確認したところ、関係法令、例規等を遵守し処理されており、特に指摘すべき事項はみられなかった。

②補助金等の交付について

太陽光発電普及促進事業補助金、雨水タンク設置補助金、家庭用燃料電池設置補助金、省エネ家電買換え補助金、地域環境整備補助金等の補助金の交付事務について、各補助金申請書及び添付書類、支出負担行為伺書、予算差引簿等を確認したところ、各補助金に係る交付要綱に基づき適正に処理されており、特に指摘すべき事項はみられなかった。

③その他の支出事務について

支出負担行為伺書等を確認したところ、会計規則等を遵守するとともに、予算に基づき適正に処理されており、特に指摘すべき事項はみられなかった。

(3)その他の事項について

①郵券類の管理について

郵券受払簿及び郵券現物を照合・確認したところ、受払いが適正に行われるとともに受払簿の記入も適正に行われていた。

市民部

生活安全課（消費生活センターを含む。）

1 監査実施日 平成26年3月5日～3月7日

2 監査結果

(1)歳入について

自動車駐車場使用料の収納事務について、日報、月報、レシート、領収書控、収入伝票、調定伝票等を照合・確認したところ、条例、規則等を遵守し適正に処理されており、指摘すべき事項はみられなかった。

臨時運行許可書発行手数料の収納事務について、臨時運行許可申請書、受付台帳、調定伝票、

収入伝票、領収書控等を照合・確認したところ、法、規則等を遵守し適正に処理されており、指摘すべき事項はみられなかった。

3人乗り自転車貸出使用料、保管自転車等売払金の収納事務について、調定伝票、収入伝票及び領収書控を照合・確認したところ、要綱に基づき適正に処理されており、指摘すべき事項はみられなかった。

(2) 歳出について

① 契約事務について

支出負担行為伺書、契約書、入札関係書類、随意契約理由書、見積書等を確認したところ、関係法令、例規等を遵守し処理されており、特に指摘すべき事項はみられなかった。

② その他の支出事務について

支出負担行為伺書等を確認したところ、会計規則等を遵守するとともに、予算に基づき適正に処理されており、特に指摘すべき事項はみられなかった。

開発部

地域整備課

1 監査実施日 平成26年2月27日～3月3日

2 監査結果

(1) 歳入について

再開発住宅使用料の収入について、調定伝票、収入伝票、再開発住宅入居申込書関係書類、収入額認定関係書類等を照合・確認したところ、条例等の規定に基づき適正に処理されており、特に指摘すべき事項は見られなかった。

財産運用収入について、調定伝票、収入伝票、契約書等を照合・確認したところ、適正に処理されており、特に指摘すべき事項は見られなかった。

(2) 歳出について

① 契約事務について

支出負担行為伺書、契約書、随意契約理由書、プロポーザル関係書類、見積書等を確認したところ、それぞれ法、規則等を遵守し処理されており、特に指摘すべき事項はみられなかった。

② その他の支出事務について

支出負担行為伺書等を確認したところ、会計規則等を遵守するとともに、予算に基づき適正に処理されており、特に指摘すべき事項はみられなかった。

(3) その他の事項について

① 普通財産の管理について

所管している普通財産の管理状況について、関係資料及び現地調査により確認したところ、不法占拠等の事実もなく適正に管理されており、特に指摘すべき事項はみられなかった。

選挙管理委員会事務局

1 監査実施日 平成26年2月25日～2月26日

2 監査結果

(1)歳入について

参議院議員選挙費委託金の収入処理について、調定伝票、収入伝票等を確認したところ、適正に処理されており、特に指摘すべき事項はみられなかった。

(2)歳出について

①契約事務について

支出負担行為伺書、契約書、入札関係書類、随意契約理由書、見積書等を確認したところ、それぞれ法、規則等を遵守し処理されており、特に指摘すべき事項はみられなかった。

②負担金の支出について

選挙公営費負担金の支出について、支出負担行為伺書及び添付書類を確認したところ、法、条例等に基づき適正に支出されており、特に指摘すべき事項はみられなかった。

③その他の支出事務について

支出負担行為伺書等を確認したところ、会計規則等を遵守するとともに、予算に基づき適正に処理されており、特に指摘すべき事項はみられなかった。

(3)その他の事項について

①郵券類の管理について

郵券受払簿及び郵券現物を照合・確認したところ、受払いが適正に行われるとともに受払簿の記入も適正に行われていた。

教育総務部

あすか野幼稚園

1 監査実施日 平成26年1月30日

2 監査結果

(1)歳入について

①入園料、保育料等の収入事務について

入園料・保育料・通園費調定資料、出席簿、納付書兼領収書、通帳等を照合・確認したところ、適正に処理されており、特に指摘すべき事項はみられなかった。

②預かり保育利用料の収入事務について

預かり保育利用状況表、歳入整理簿、調定伝票、納付書兼領収書等を照合・確認したところ、適正に収入処理されており、特に指摘すべき事項はみられなかった。

③その他の収入事務について

日本スポーツ振興センター掛金について、調定資料等関係書類、出席簿等を照合・確認したところ、適正に処理されており、特に指摘すべき事項はみられなかった。

(2) 歳出について

支出負担行為伺書等を確認したところ、会計規則等を遵守するとともに、予算に基づき適正に処理されており、特に指摘すべき事項はみられなかった。

(3) その他の事項について

① 資金前渡金の管理について

学校創造推進事業費の前渡資金について、学校創造事業中間報告書、領収書、通帳等を照合・確認したところ、管理・支出処理は適正に行われていた。

② 郵券類の管理について

郵券受払簿及び郵券現物を照合・確認したところ、受払いが適正に行われるとともに受払簿の記入も適正に行われていた。

③ 備品の管理について

抽出により管理状況を確認したところ、適正に管理されていた。

桜ヶ丘幼稚園

1 監査実施日 平成26年1月29日

2 監査結果

(1) 歳入について

① 入園料、保育料等の収入事務について

入園料・保育料調定資料、出席簿、納付書兼領収書、通帳等を照合・確認したところ、適正に処理されており、特に指摘すべき事項はみられなかった。

② 預かり保育利用料の収入事務について

預かり保育利用状況表、歳入整理簿、調定伝票、納付書兼領収書等を照合・確認したところ、適正に収入処理されており、特に指摘すべき事項はみられなかった。

③ その他の収入事務について

日本スポーツ振興センター掛金について、調定資料等関係書類、出席簿等を照合・確認したところ、適正に処理されており、特に指摘すべき事項はみられなかった。

(2) 歳出について

支出負担行為伺書等を確認したところ、会計規則等を遵守するとともに、予算に基づき適正に処理されており、特に指摘すべき事項はみられなかった。

① 資金前渡金の管理について

学校創造推進事業費の前渡資金について、学校創造事業中間報告書、領収書、通帳等を照合・確認したところ、管理・支出処理は適正に行われていた。

② 郵券類の管理について

郵券受払簿及び郵券現物を照合・確認したところ、受払いが適正に行われるとともに受払簿の記入も適正に行われていた。

③ 備品の管理について

抽出により管理状況を確認したところ、適正に管理されていた。

南幼稚園

1 監査実施日 平成26年1月30日

2 監査結果

(1)歳入について

①入園料、保育料等の収入事務について

入園料・保育料・通園費調定資料、出席簿、納付書兼領収書、通帳等を照合・確認したところ、適正に処理されており、特に指摘すべき事項はみられなかった。

②預かり保育利用料の収入事務について

預かり保育利用状況表、歳入整理簿、調定伝票、納付書兼領収書等を照合・確認したところ、適正に収入処理されており、特に指摘すべき事項はみられなかった。

③その他の収入事務について

日本スポーツ振興センター掛金について、調定資料等関係書類、出席簿等を照合・確認したところ、適正に処理されており、特に指摘すべき事項はみられなかった。

(2)歳出について

支出負担行為何書等を確認したところ、会計規則等を遵守するとともに、予算に基づき適正に処理されており、特に指摘すべき事項はみられなかった。

(3)その他の事項について

①資金前渡金の管理について

学校創造推進事業費の前渡資金について、学校創造事業費支出報告書、領収書、通帳等を照合・確認したところ、管理・支出処理は適正に行われていた。

②郵券類の管理について

郵券受払簿及び郵券現物を照合・確認したところ、受払いが適正に行われるとともに受払簿の記入も適正に行われていた。

③備品の管理について

抽出により管理状況を確認したところ、適正に管理されていた。

鹿ノ台小学校

1 監査実施日 平成26年1月31日

2 監査結果

(1)歳入について

①学校給食費の徴収事務について

給食費納入通知書、給食費請求明細書、納付書兼領収書、通帳等を照合・確認したところ、適正に収入処理されていた。

(2)歳出について

支出負担行為何書等を確認したところ、会計規則等を遵守するとともに、予算に基づき適正に処理されており、特に指摘すべき事項はみられなかった。

(3)その他の事項について

①資金前渡金の管理について

学校創造推進事業費の前渡資金について、学校創造事業中間報告書、領収書、保管現金等を照合・確認したところ、管理・支出処理は適正に行われていた。

②郵券類の管理について

郵券受払簿及び郵券現物を照合・確認したところ、受払いが適正に行われるとともに受払簿の記入も適正に行われていた。

③備品の管理について

抽出により管理状況を確認したところ、適正に管理されていた。

生駒台小学校

1 監査実施日 平成26年2月3日

2 監査結果

(1)歳入について

①学校給食費の徴収事務について

給食費納入通知書、給食費請求明細書、納付書兼領収書、通帳等を照合・確認したところ、適正に収入処理されていた。

②その他の収入事務について

電話使用料等について確認したところ、適正に収入処理されていた。

(2)歳出について

支出負担行為伺書等を確認したところ、会計規則等を遵守するとともに、予算に基づき適正に処理されており、特に指摘すべき事項はみられなかった。

(3)その他の事項について

①資金前渡金の管理について

学校創造推進事業費の前渡資金について、学校創造事業費支出報告書、領収書、通帳等を照合・確認したところ、管理・支出処理は適正に行われていた。

②郵券類の管理について

郵券受払簿及び郵券現物を照合・確認したところ、一部に受払簿への記入漏れが見受けられ、受払簿の残高と郵券現物の残高が一致しなかったため、受払簿への正確な記載と、適正な管理を行うよう指導した。

③備品の管理について

抽出により管理状況を確認したところ、適正に管理されていた。

生駒小学校

1 監査実施日 平成26年2月3日

2 監査結果

(1)歳入について

①学校給食費の徴収事務について

給食費納入通知書、給食費請求明細書、納付書兼領収書、通帳等を照合・確認したところ、適正に収入処理されていたが、一部に滞納繰越分も含めて未納がみられるため、引き続き徴収に努めるよう指導した。

(2)歳出について

支出負担行為何書等を確認したところ、会計規則等を遵守するとともに、予算に基づき適正に処理されており、特に指摘すべき事項はみられなかった。

(3)その他の事項について

①資金前渡金の管理について

学校創造推進事業費の前渡資金について、学校創造事業費支出報告書、領収書、通帳等を照合・確認したところ、管理・支出処理は適正に行われていた。

②郵券類の管理について

郵券受払簿及び郵券現物を照合・確認したところ、受払いが適正に行われるとともに受払簿の記入も適正に行われていた。

③備品の管理について

抽出により管理状況を確認したところ、適正に管理されていた。

生駒南小学校

1 監査実施日 平成26年2月6日

2 監査結果

(1)歳入について

①学校給食費の徴収事務について

給食費納入通知書、給食費請求明細書、納付書兼領収書、出納帳、通帳等を照合・確認したところ、適正に収入処理されていた。

(2)歳出について

支出負担行為何書等を確認したところ、会計規則等を遵守するとともに、予算に基づき適正に処理されており、特に指摘すべき事項はみられなかった。

(3)その他の事項について

①資金前渡金の管理について

学校創造推進事業費の前渡資金について、学校創造事業費支出報告書、領収書、通帳、保管現金等を照合・確認したところ、管理・支出処理は適正に行われていた。

②郵券類の管理について

郵券受払簿及び郵券現物を照合・確認したところ、受払いが適正に行われるとともに受払簿

の記入も適正に行われていた。

③備品の管理について

抽出により管理状況を確認したところ、適正に管理されていた。

上中学校

1 監査実施日 平成26年2月5日

2 監査結果

(1)歳入について

①学校給食費の徴収事務について

給食費納入通知書、給食費請求明細書、納付書兼領収書、出納簿、通帳等を照合・確認したところ、適正に収入処理されていた。

②その他の収入事務について

電話使用料等について確認したところ、適正に収入処理されていた。

(2)歳出について

支出負担行為何書について確認したところ、会計規則等を遵守するとともに予算に基づき適正に処理されており、特に指摘すべき事項はみられなかった。

(3)その他の事項について

①資金前渡金の管理について

学校創造推進事業費の前渡資金について、学校創造事業費支出報告書、領収書、通帳、保管現金等を照合・確認したところ、管理・支出処理は適正に行われていた。

②郵券類の管理について

郵券受払簿及び郵券現物を照合・確認したところ、受払が適正に行われているとともに受払簿の記入も適正に行われていた。

③備品の管理について

抽出により管理状況を確認したところ、適正に管理されていた。

光明中学校

1 監査実施日 平成26年2月5日

2 監査結果

(1)歳入について

①学校給食費の徴収事務について

給食費納入通知書、給食費請求明細書、納付書兼領収書、未納対応記録、通帳等を照合・確認したところ、適正に収入処理されていた。

②その他の収入事務について

電話使用料等について確認したところ、適正に収入処理されていた。

(2)歳出について

支出負担行為何書について確認したところ、会計規則等を遵守するとともに予算に基づき適

正に処理されており、特に指摘すべき事項はみられなかった。

(3) その他の事項について

① 資金前渡金の管理について

学校創造推進事業費の前渡資金について、学校創造事業費支出報告書、領収書、通帳、保管現金等を照合・確認したところ、管理・支出処理は適正に行われていた。

② 郵券類の管理について

郵券受払簿及び郵券現物を照合・確認したところ、一部に受払簿の記入誤りが見受けられたため、訂正を行い適正な管理を行うよう指導した。

③ 備品の管理について

抽出により管理状況を確認したところ、適正に管理されていた。

大瀬中学校

1 監査実施日 平成26年2月6日

2 監査結果

(1) 歳入について

① 学校給食費の徴収事務について

給食費納入通知書、給食費請求明細書、納付書兼領収書、通帳等を照合・確認したところ、適正に収入処理されていたが、一部に滞納繰越分も含めて未納がみられるため、引き続き徴収に努めるよう指導した。

② その他の収入事務について

電話使用料等について確認したところ、適正に収入処理されていた。

(2) 歳出について

支出負担行為何書について確認したところ、会計規則等を遵守するとともに予算に基づき適正に処理されており、特に指摘すべき事項はみられなかった。

(3) その他の事項について

① 資金前渡金の管理について

学校創造推進事業費の前渡資金について、学校創造事業費支出報告書、領収書、出納簿、保管現金等を照合・確認したところ、管理・支出処理は適正に行われていた。

② 郵券類の管理について

郵券受払簿及び郵券現物を照合・確認したところ、受払が適正に行われているとともに受払簿の記入も適正に行われていた。

③ 備品の管理について

抽出により管理状況を確認したところ、適正に管理されていた。

学校給食センター

1 監査実施日 平成26年1月16日～1月17日、2月13日

2 監査結果

(1)歳入について

学校給食費の徴収事務について、歳入整理簿、調定伝票、収入伝票、給食費請求書、給食費納入通知書等について照合・確認したところ、規則等に基づき適正に処理されており、特に指摘すべき事項はみられなかった。学校給食費の未納分については適切に処理されているが、負担者の公平性を確保するため、今後とも適切な対応により未納分の削減に努められたい。

(2)歳出について

①契約事務について

支出負担行為伺書、契約書、入札関係書類、随意契約理由書、見積書等を確認したところ、産業廃棄物処理委託業務について、地方自治法施行令第167条の2第2号の規定により随意契約を行っているが、当該業務の性質又は目的が競争入札に適していないとは必ずしも言い切れないため、今後の発注方法については、競争入札の可能性も含めて検討されたい。

その他の契約事務については、関係法令、例規等を遵守し処理されており、特に指摘すべき事項はみられなかった。

②その他の支出事務について

支出負担行為伺書等を確認したところ、会計規則等を遵守するとともに、予算に基づき適正に処理されており、特に指摘すべき事項はみられなかった。

生涯学習部

スポーツ振興課

1 監査実施日 平成26年1月14日～1月15日

2 監査結果

(1)歳入について

体育施設使用料の収入について歳入整理簿、調定伝票、収入伝票等の照合・確認を行ったところ、適正に処理されており、特に指摘すべき事項はみられなかった。また、使用料の減免について、減免申請書等関係書類を確認したところ、条例、規則及び要綱に基づき適正に処理されており、特に指摘すべき事項はみられなかった。

(2)歳出について

①契約事務について

支出負担行為伺書、契約書、入札関係書類、随意契約理由書、見積書等を確認したところ、それぞれ法、規則等を遵守し処理されており、特に指摘すべき事項はみられなかった。

②補助金等の交付について

体育協会運営・育成事業補助金の交付事務について、補助金申請書及び添付書類、支出負担行為伺書等を照合・確認したところ、補助対象事業の一部の経費について二重に計上し交付申

請されていたため、適正な処理を行うよう指導した。

その他の各補助金に係る交付事務について、補助金交付申請書及び添付書類、支出負担行為等を照合・確認したところ、適正に処理されており、特に指摘すべき事項はみられなかった。

③その他の支出事務について

支出負担行為伺書等を確認したところ、会計規則等を遵守するとともに、予算に基づき適正に処理されており、特に指摘すべき事項はみられなかった。